

## 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要となった学生のみなさんへ（国等から予定される支援（特別定額給付金(仮称)事業))について

国からの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への経済的支援の中で、給付が予定されている特別定額給付金(仮称)事業についてご紹介します。

本内容は掲載時点のものです。最新の情報はリンク先などを確認の上、確実に取得するようにしてください。

また、特別定額給付金(仮称)事業にかかるお問合せ・相談につきましては、問い合わせ窓口(総務省 コールセンター(03-5638-5855))にてお願いいたします。

### ○特別定額給付金(仮称)事業

#### (概要)

給付対象者 : 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者

受給権者 : その者の属する世帯の世帯主

給付金額 : 対象者1人につき 10 万円

#### (申請)

世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。

#### (受付・給付開始日)

市区町村において決定。

申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

#### (注意点について)

##### **1.給付金を装った詐欺等について**

市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、**手数料の振込みを求めることは、絶対にありませんので、注意をしてください。**

市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡・相談をするようにしてください。

参考:[特別定額給付金詐欺被害防止ポスター](#)

## 2.留学生への支給について

本給付金は、4月 27 日現在住民基本台帳に記録されている国内在住の外国人も対象となります。

## 3.海外留学から帰国した日本人の内、住民票の復活が済んでいない方への支給について

本給付金は海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者となります。

特別定額給付金(仮称)事業制度の問合せ・相談先(再掲)

○連絡先 03-5638-5855 (総務省 コールセンター)

○対応時間 9:00~18:30(土、日、祝日を除く)

(参考)国等からのその他支援について

○(緊急小口貸付支援) 厚生労働省 生活福祉資金貸付制度

[緊急小口資金貸付](#)とは…緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする低所得世帯等に対し、上限 10 万円(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20 万円)の貸し付けを実施する制度です。

相談・問い合わせ先: お住いの地域の市区町村社会福祉協議会までお願いします。

[問合せ窓口一覧](#)

○(雇用にかかる支援) 厚生労働省 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは…経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

コロナウイルス感染症への対応として、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする[特例措置](#)が行われていますので、周知します。

相談・問い合わせ先:お近くの都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)までお願いします。

[問合せ窓口一覧](#)